

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年医療保険改定により、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに係る施設基準は以下の通りです。

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている
- (2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
- (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
- (4) (3) 掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載している※
※令和7年5月31日までウェブサイト上への掲載猶予期間であり、ウェブサイトへは、現在掲載準備中

2025 年 1 月 1 日